

東京都児童福祉審議会 第9回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成28年10月26日(水曜日) 18時59分～21時18分

2 場所 第一本庁舎南側 16階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 議事

家庭的養護の推進についての報告書の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、
武藤委員、横堀委員、渡邊守委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 「家庭的養護の推進について一家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて一」【提言(案)】

その他 参考資料

午後6時59分

開 会

○中澤少子社会対策部育成支援課長 お待たせいたしました。

お時間になりましたので、ただいまから「児童福祉審議会第9回専門部会」を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

初めに委員の出欠状況についてでございますけれども、本日は山本委員から所用により御欠席という御連絡をいただいております。また、駒村副部長と磯谷委員が若干遅れますという御連絡をいただいておりますが、その他の委員の皆様には御出席いただきまして、定足数に達していることを御報告いたします。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので御確認をお願いいたします。

資料1、「東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2、「家庭的養護の推進について一家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて一」提言（案）。

その他、参考資料としまして、クリアファイルに入っているものを置かせていただいております。

参考資料につきましては、お帰りの際、机の上に置いたままということをお願いいたします。

また、本日、別に席上配布している資料がございます。A4資料3枚をとじたものになっております。こちらは今回の議論の資料ということではございませんけれども、昨年の緊急提言を受けまして今年度から開始された事業等につきまして、委員の皆様には簡単な説明資料を席上配布させていただいております。本日、内容について御説明する時間がとれずに恐縮なのですが、参考までにご覧いただければと思っております。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきまして、柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年来検討を続けておりましたこの部会も今日が最終の機会ということになります。前回は報告書の骨子に基づいて御意見を頂戴いたしました。今回、それに基づきまして事務局のほうで報告書をまとめていただいております。先に2回目の骨子を事前にお送りいただきまして、報告書案をお送りさせていただくのはぎりぎりになってしまったということで申し訳なく思っておりますけれども、一通り目を通していただいたかと思っておりますので、その提言案をもとに検討をしていきたいと思っております。

また、時間が少し余りましたら、今日が最後の専門部会ということになりますし、また、私も含めて皆様方の委員の任期も迫っておりますので、どうか遺言のつもりで、この提言の実現に向けて皆様方の御意見をできればお一人お一人全員から頂戴できればというふうに思っております。どうぞ審議に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料2について御説明いたします。

今、部会長のほうからもお話がありましたとおり、報告書案につきましては、委員の皆様への送付が予定より遅れてしまい、直前となり本当に申し訳ありませんでした。

前回、提言案の骨子をお示ししたときに、皆様から多くの御意見をいただきまして、その意見を踏まえてこの報告書案をまとめました。先日、委員にお送りしたのものから、その後、最終的に確認する中でほんの少しだけ文言修正している箇所がございますけれども、内容の変更を伴う修正ではございませんので御了承いただければと思います。

それでは、改めまして資料2をご覧ください。

まず、タイトルについてですが、「家庭的養護の推進について」の後に「家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて」という副題をつけました。これは、本部会での検討開始後にこの6月に公布された改正児童福祉法において、社会的養護を必要とする児童については、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されたことを受けて入れているものです。これは前回の部会のときにお示しした骨子と変わっておりません。

1枚お開きいただきまして、次から目次になっております。報告書の全体の構成について目次で御確認いただければと思います。

まず、「はじめに」としまして、本部会でこのテーマを検討することとなった背景について触れております。

その後、第1章は「東京都における現状」ということで、「社会的養護を取り巻く状況」と「都の取組状況」について記載しております。

次の第2章につきましては、「養育家庭委託等の推進における課題」としまして、「養育家庭等の登録」、「養育家庭等への委託」、「養育家庭等への支援」、「養育家庭等の養育力」、「児童相談所の支援体制」についてそれぞれ課題を整理し、その内容を受けた形で、次のページになりますが、第3章「養育家庭委託等の更なる推進に向けて」という形で提言をまとめております。

最後に「おわりに」といたしまして、審議の過程において議論があった点について少し詳しく述べております。

その後、巻末に参考資料をつけている。このような構成になっております。

それでは、各章の内容につきましてごく簡単に御説明いたします。

まず、3ページからになりますが、「はじめに」です。ここでは、東京都がこれまで家庭的養護を推進してきた状況とか、今年の4月に社会的養護施策推進計画を策定したこと。これを受けて本部会を立ち上げて議論を行ってきたこと。また、この6月に公布された改正児童福祉法において、家庭と同様の環境下で児童が養育されるということが原則である旨が明記されたことについて記載した上で、社会的養護においては養育家庭を中心とする家庭的養護を一層推進していくことが、今、改めて求められており、都においても児童の最善の利益を第一に、家庭と同様の環境における養育を推進するよう、実践的な方策を提言するとしております。

続きまして、4ページからご覧いただきたいと思っております。

こちらは、第1章「東京都における現状」です。前回の専門部会で骨子案の検討をいただいた際に、委員の皆様から、ここでは東京都ならではの課題や特徴をしっかりと書き込むべきであるという御意見をいただいたところです。

1、都の「社会的養護を取り巻く状況」では、児童人口、児童虐待相談対応件数、社会的養

護を必要とする児童と措置状況、また、家庭的養護の現状としまして、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームの状況等についてデータを用いて説明をしております、その後、9ページからになりますが、「2 都の取組状況」としまして、都の児童家庭相談体制とこれまでの家庭的養護の推進に向けた取組について説明しております。

前回の骨子案では、第1章に法制度等の変遷についても入れておりましたが、これにつきましては、後ほどご覧いただきますが、最後の参考資料に一覧表として入れる整理をしております。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらから第2章になります。

第2章「養育家庭委託等の推進における課題」といたしまして、これまで部会を重ねる中で皆様からいただいた御意見をもとに大きく5つの項目に分けて具体的な課題を整理しております。前回の骨子案では、グループホームとファミリーホームについても項目の一つとして挙げておりましたが、今回、報告書の中で、昨年秋にいただきました緊急提言については、「おわりに」のところでまとめて引き続き推進することを要望する旨を記載しまして、緊急提言の文章そのものを後ろの参考資料につけるという形で整理しております。

グループホーム、ファミリーホームにつきましては、記載の中身が緊急提言の内容のみとなっていたこともありまして、課題と提言の項目から除いて整理をさせていただいております。

課題の1点目、「養育家庭等の登録」では、制度の広報と開拓について。

2点目、「養育家庭等への委託」では、養育家庭への乳児委託、それと13ページからになりますが、特別養子縁組を前提とした新生児委託、未委託の家庭への対応について。

次、3点目、14ページからになりますが、「養育家庭等への支援」では、各支援機関の連携、実親への支援、委託措置解除後の支援、委託児童の権利擁護について。

4点目は、16ページからになりますが、「養育家庭等の養育力」について。

5点目、「児童相談所の支援体制」ということで、それぞれ課題を掲げてございます。

具体的な中身の説明は省略しますが、記載のとおりとなっております。

続きまして、17ページからご覧いただきたいと思っております。こちらが第3章の提言の部分になります。

まず、初めのところで提言に当たっての基本的な考え方についてお示ししております。前回の骨子案では、民間団体の効果的な活用ということと、児童相談所のコーディネート機能等に特化した支援という、その2点について基本的な考え方として資料に載せておりましたが、これに区市町村の子育て支援サービスの活用という項目を追加してお示ししております。

次が提言の中身になりますが、具体的には18ページ以降になります。第2章で掲げた項目に合わせて5つの項目でまとめております。

先ほどもちょっと触れましたけれども、緊急提言の内容につきましては、「おわりに」でまとめて触れて参考資料として緊急提言の本文をつけるという形で整理させていただいております。

提言の記載の仕方でございますけれども、まず、各提言の内容をまとめた文章を囲みの中に記載しまして、具体的な内容についてその下に記載するという形で統一しております。一つ一つ簡単にご覧いただければと思います。

「1 養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化」です。

「提言①効果的な広報の実施」としまして、養育家庭等の登録数を拡大するため、養育家庭等制度について社会全体の理解を深めるとともに、直接登録につながる効果的な広報を展開す

ること。

「提言②対象を絞った開拓」としまして、養育家庭の開拓に当たっては、子育てへの関心や養育スキルを持つ者にターゲットを絞るなど、効果的な取組を行うこと。

以上の2点を提言としております。

次、「2 委託の促進に向けた体制の強化」ですが、児童の年齢にかかわらず、養育家庭等の委託の促進をするということが大原則であるが、特に都においては乳児委託の実績が低いため、乳児委託促進のための方策を中心に提言を行うということを前置きとして記載した上で提言に入っております。

「提言③乳児委託の一層の促進」としまして、乳児院の機能をより一層活用することにより、乳児委託を促進すること。

「提言④特別養子縁組を前提とした新たな委託体制の構築」としまして、養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に養親子を結びつけられるよう、新たな体制を整備すること。

次の20ページになりますが、「提言⑤未委託の養育家庭への対応」としまして、未委託の養育家庭に対する委託を一層促進するため、各家庭の生活状況や、その家庭の持つ強み、弱みを把握した上で、きめ細やかに支援すること。

以上3点を提言といたしました。

「3 養育家庭等への支援の充実」ですが、「提言⑥チーム養育体制の整備」としまして、養育家庭が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、関係機関の役割を整理し、チームで養育を行う体制を強化すること。

次、1枚めくっていただきまして22ページからになりますが、「提言⑦実親への支援の充実」としまして、実子と交流できなくなるのではないかという実親の不安感を解消するため、養育家庭への委託後も実親子の交流が円滑に実施できる仕組みを構築すること。

「提言⑧委託措置解除後の支援の充実」としまして、養育家庭委託措置の解除後の自立する児童に対する支援を充実すること。

「提言⑨委託児童の権利擁護」としまして、委託児童の権利擁護について十分配慮すること。

以上の4点を提言といたしております。

23ページ、「4 養育家庭等の養育力の向上」ですが、「提言⑩研修の充実」としまして、社会的養護の担い手である養育家庭等の養育力を向上するため、研修を充実すること。

以上1点を提言としました。

次、「5 児童相談所における支援体制の強化」ですが、「提言⑪支援体制の一層の強化」としまして、児童相談所が中心となりチームとしての支援をコーディネートできるよう、体制を強化すること。

以上1点を提言といたしました。

1枚おめくりいただきまして、「おわりに」となります。こちらでは、特に今回、養育家庭の乳児委託の一層の促進や特別養子縁組を前提とした新生児委託について、乳児院が持つノウハウを一層活用していく方向性を打ち出したことについて、改めて言及しております。

また、これまでの審議の過程においてさまざまな議論があった点につきましては、少し詳細に触れております。そのため、「おわりに」としては2ページにわたって多少ボリュームが出ましたけれども、必要と考えて記載しております。

25ページの下から2つ目の○のところですが、先ほど御説明しておりますが、今年の緊急

提言に基づいて取り組んでいる事項については、ここで引き続き推進することを要望するという形でまとめて記載する形をとらせていただいております。

27ページ以降ですが、こちらは参考資料としまして、1枚おめくりいただきますと29ページ、こちらが緊急提言の本文。

31ページが、1章のところでも後ろに持ってきたと御説明しました、養育家庭等に係る制度等の変遷の表になります。

その後ろは委員名簿と、最後34ページに審議経過についてつけさせていただいております。

これまで8回にわたって委員の皆様いただいた御意見については、全てを反映させるということは限界があるものの、可能な限り発言の趣旨を取り入れてまとめたつもりではおりますが、今回この提言案をご覧いただきましてお気づきの点がございましたら、ぜひ御意見をいただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今、提言案について全体の説明をいただきましたが、章ごとに検討をしていきたいと思っております。1章、2章、3章は現状、課題、提言と、それぞれなっているわけなので、1章、2章、3章の順で見たいと思っております。タイトルと「はじめに」と1章について、最初に御意見を頂戴できればと思っております。第3章が一番肝のところになるかと思っておりますので、その部分に少し時間を割きたいというふうに考えております。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、最初に、タイトルと「はじめに」、第1章について、何か御意見ございましたらお願いしたいと思っておりますが、どなたでも結構です、いかがでしょうか。

現状なので、現状の事実関係がちょっとおかしいというようなこととか、あるいは、こういう現状も入れたほうがいいのかというようなことがあれば伺いたいと思っております。

特によろしいですか。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 言葉の問題で確認と意見を申し上げたいと思っております。

まず、目次のところにも登場する「社会的養護の下で育つ児童の」というような言い方なのですが、同様の言い方が本文の6ページ、もっと先のページにも出てまいります。これは私個人の考え方にもなるのですが、制度と制度を利用する利用者に当たる子供、あるいはさまざまな支援に当たる支援者側とその支援を受ける立場の方たちとの関係というのは、基本、パートナーシップであり、対等な関係であることが求められる時代を迎えているのではないかと思います。ですので、上下の「下」という字を使うとパターンリズムの問題が少し頭をよぎるものですから、これは「下」と書かないで平仮名で「もと」ではどうかと思いながら拝見いたしました。他のいろいろなものの書きぶりとの関係もあると思うのですが、ここは意見として申し上げたいと思いたしました。

それから、もう1点は確認ですけれども、本文の7ページのところ「都における養育家庭等・ファミリーホームへの委託は」という書き方があります。ここでは、要するに里親のことを養育家庭等というふうにまとめられて、黒ボツでファミリーホームと並べて併記をされてい

るのかという理解をいたしております。国では「里親等」というふうに書いて、里親とファミリーホームを含む扱いで「里親等委託率」という表現の時代になっておりますけれども、都は養育家庭制度の中で養育家庭という言い方を従来使ってこられているので、「養育家庭等」という言葉で里親をまとめて、こういう書きぶりになっておられるのかなというふうに思いましたが、それで正しいのでしょうか。そこを1点確認させていただければと思います。

以上です。

○柏女部会長 では、2つ目のほうをお答えいただけますか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 今、横堀委員から御確認いただいた内容のとおりでございます。そういった形で整理して使わせていただいております。

○柏女部会長 よろしいですか。

○横堀委員 はい。

○柏女部会長 それでは、今、横堀委員のほうからありました「社会的養護の下で育つ」の「下」を平仮名にしたらどうかということですが、御異論ございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 それでは、そのような形にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

なければ2章のほうに行って、2章のエビデンスが1章にあるという形になりますので、2章についての御意見がございましたら頂戴できればと思います。

私から1点なのですが、13ページの○の2つ目です。「都における養子縁組里親への委託実績は、全ての年齢で見ると、全国実績に比して多いと言える」ということなのですが、全国が227で東京都が26で、東京都の人口は全国の1割ですので、10分の1だと普通ということになるわけで、子供の数は過疎地等もあるので割と多いのではないかと思うのですが、そうなるところで「多い」というふうに言えるのかどうかというのが私の疑問なのです。子供の数が他の県に比べて多ければ多いのは当たり前ということで、23件あると普通ですよ。26で、そもそも3件ぐらいいか違いがないわけで、それに東京都のほうが郡部よりも子供の人口が多いとすれば、この割合は別に全国平均並みという感じになるのではないかと思うのですが。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 4ページに児童人口の推移を載せてございます。今、全国は児童人口が少しずつ減っている中で、東京都は少しずつ増えている傾向にございますが、それをここで載せているのですが、平成26年の数値にはなりますけれども、全国の児童人口が19,628千人とございます。東京都の児童人口が1,817千人ということで、児童人口としては1割に満たない状況があるのかと。それと比べると全国と東京都の養子縁組里親の委託実績は全体の1割を超えているということがあるので、全国の実績の状況の中では多いというふうに言えるのではないかと考えまして、ここでそういう形で表現させていただいております。

○柏女部会長 わかりました。何となく腑に落ちない感じがするのですが、東京には民間の養子縁組あっせん機関がたくさん集まっているわけで、そのところであっせんをしたものが養子縁組里親として子供を受託するというようなこともあるのではないかと考えまして、そういうのが1件、2件あれば多いとは言えないわけですよ。

- 中澤少子社会対策部育成支援課長 こちらの委託実績につきましては、児童相談所での相談があったお子さんのケースのみでございます。
- 柏女部会長 もちろんそうですけれども、養子縁組あっせん機関であっせんもして、養子縁組里親さんになってもらって、そして里親として委託する。つまり、民間の養子縁組あっせん機関では養子縁組里親にならないであっせんすることもありますけれども、養子縁組里親としてになってもらってからあっせんするというようなこともあるのではないかと思うのですが、そういう場合は、児童相談所は形式的にはかかわりますけれども、その形式的にかかわるのはこの26件に幾つかは入っているのではないかと思うのです。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 児童相談所の相談の中でそういった相談はないと思っています。
- 柏女部会長 東京都はないということですね。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 はい。
- 柏女部会長 わかりました。たしか埼玉はそういう形でやっていると思ったので、東京ではあり得ないということなののでしょうか。どうしているのか私はよくわかりませんが、あり得ないということであればそれはそれでいいのですが。
- 鈴木品川児童相談所長 細かい話になるのですが、それはあくまでも養子縁組里親として登録したところに民間団体があっせんした場合には、同居届の扱いで児童福祉司指導にしておりますので、ここの中の成立の数には入っていないと思います。
- 柏女部会長 養子縁組里親があっせん機関から受託した場合は。
- 鈴木品川児童相談所長 東京都として成立したという数には入れていないと思います。
- 柏女部会長 その方がもし手当を、今は同居児童の届出ですから、里親として預かったとしても手当が出ないわけで、それを里親さんとして認定してほしいというふうにした場合は却下するのですか。
- 鈴木品川児童相談所長 委託児童としての手当を出すというようなことはしていません。
- 柏女部会長 同居児童の届け出だからそれは当たり前で、手当ではなくて子供の生活費も出さないのですか。そういう場合は養子縁組里親を希望した場合でも却下するわけですね。つまり、今おっしゃったのは、養子縁組里親さんが民間のあっせん機関から子供をあっせんしてもらった場合は、児童相談所としては、それは同居児童の届出を出してもらう。里親としての扱いではしないということですよ。
- 鈴木品川児童相談所長 はい。
- 柏女部会長 その方が措置をしてくれというふうにした場合はどうするのですか。
- 鈴木品川児童相談所長 それは対象外として受け付けてはしません。
- 柏女部会長 それは拒否するわけですか。
- 鈴木品川児童相談所長 はい。
- 柏女部会長 それは法的にできるのですか。つまり、児童相談所があっせんしていないから、それは知らないよという形になるわけですか。里親さんが子供を養育しているのに、里親としては後追いでも認定委託はしないということにするわけですか。
- 鈴木品川児童相談所長 現状としてはしていません。あくまでも児童相談所が、ある意味で子担当として委託したお子さんに対して手当が出るという形になっております。
- 柏女部会長 また「子担当」というのが出てくるのですよね。わかりました。了解です。では、

そういう形で結構です。それでも多いというのがどうなのかなという感じはしますけれども。

他いかがでしょうか。お願いします。

○磯谷委員 細かいところですけども、12ページの上から2つ目の○の「また、乳児院に入所措置した乳幼児について、実親との連絡が途絶えてしまい、養育家庭委託の承諾を得られない場合もある」というところですけども、これ自体が何か間違いだということはないのですが、素朴に考えると、連絡が途絶えているのだったら委託措置は意に反しないと解せるのだから養育家庭に委託してしまえばよいのではないかと、という感じもするのです。ただ、実際には連絡がとれないといっても、必ずしも行方不明というほどではなく、いわば円滑に連絡がとれないということになると、そのままではなかなか進まないというのも理解できるので、例えば「実親との円滑な連絡が困難になり」というような形だと、確かに意に反しているのかどうかよくわからなかったりして進まないということも理解できるので、そんなような形のほうがいいのではないかとこの意見です。

○柏女部会長 今の意見、事務局のほうでいかがでしょうか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 おっしゃるとおり、そういった表現が適切かというふうに思います。

○柏女部会長 具体的にどのような修文ですか。

○磯谷委員 先ほどちょっと申し上げましたが、「実親との円滑な連絡が困難になり」というほうがいいかなと。「途絶える」というと行方不明みたいな感じなので、そうすると果たして本当に同意が必要なのかとかそういう話になっていきかねないので、そのぐらいにとどめたらどうかと思いました。

○柏女部会長 わかりました。では、そのような形でお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 12ページのことを、今、ちょうど12ページなので、ちょっとあやふやなのですけども、質問も含めて。

一番下の○のところで、里親の育休のことなのですけども、今年法改正があって、養子縁組里親さんについては対象になったということで理解していますが、同時に、準ずる規定が入っていたと思うのです。例えば養子縁組も想定した長期の委託なのだけでも、今、話題となっていたような連絡が実際に途絶えてしまったような事例については、児童相談所等から、その事実を明らかにするようなものが示された場合に育休の対象になるように記憶しています。今日、この会場に向かう電車の中でもう一回法律の条文だけは見て来たのですけれども、確かに準ずる規定があることだけは確認できました。ただし、準ずることが認められる要件の中身までは詳しく調べることができなかつたものですからあやふやなのですが、報告書の書きぶりから、他は全く取得できないというような理解になってしまうと、実際には適用できるケースが排除されてしまうようになるとそれこそ不利益になってしまいますので、調べていただいて準ずる規定が児童相談所等の説明によって新しい制度の下で利用できるということであれば、注にその旨を明記しておいていただいほうがいいと思いましたので、あやふやで恐縮なのですがお願いしたいと思います。

○柏女部会長 わかりました。一番下の行で「法体系が整備されていない」だから、本文中は整備されていないということよろしいですね。

- 宮島委員 はい。
- 柏女部会長 準ずる規定で一部例外があれば、それを調べて注のほうに入れておいてほしいということですのでよろしいですね。
- 宮島委員 はい。
- 柏女部会長 わかりました。それはお願いできますでしょうか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 わかりました。
- 柏女部会長 確認をよろしく願いいたします。
他はよろしいでしょうか。
では、駒村委員、お願いします。
- 駒村副部会長 16ページ、○の3つ目ですけれども、「受講率はあまり高くない」とは何%ぐらいを指しているのか。何%と余り高くないと数字を入れたほうがいいような気がします。
それから、その次ですが、「増加している」というパラグラフなのですけれども、この図からは増加しているか増加していないかわからない。だから、増加しているというならば二時点ぐらを書いておかないとわからないと思います。
以上です。
- 柏女部会長 増加というのはどこでしたか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 4つ目の○のところでしょうか。
- 柏女部会長 受講率はどのぐらいですか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 テーマにもよるのですけれども。
- 岡野里親担当課長代理 いつというのは今手元にありませんし、求めてはいないのですけれども、課題別研修ですとそれぞれあるのですけれども、大体10家庭から20家庭ぐらいがおおむね受講しておりますので、全体で27年末現在512家庭が御登録されていますので、やはり10家庭、20家庭というところでやや少ないのかなと考えております。
- 柏女部会長 どうしますか。具体的な数字を入れますか。
- 駒村副部会長 率を出せないぐらい低いのですね。
- 岡野里親担当課長代理 1つの講座でございます。
- 駒村副部会長 極めて低いと言ったほうがいいのかも。 「あまり高くない」だと、「極めて低い」と書いたほうが正確ですね。
- 岡野里親担当課長代理 ただ、逆にそのぐらいの規模感がちょうどいいというようなアンケートなんかもいただいていたりますので、そのあたりはまた別途しっかり考えていくことかと思えますけれども、数値だけ見ますと512家庭ありまして、10家庭とか20家庭ぐらいが1つの講座について受けているという現状がございます。
- 駒村副部会長 受講状況ですよね。率と言ってしまうと高いか低い。それは、やはり受講状況は余りよくないのでしょうね。受講規模は最適かもしれないですけれども、今のお話を聞くと率で出すと低く見えますけれども、受講状況はもっと高くしなければいけないという趣旨ですよね。
- 柏女部会長 そのような形で「受講状況が余りよくない」と書きかえていただくようお願いできますでしょうか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 はい。
- 柏女部会長 それから、児童が増加しているというのは、ここに表はないけれどもあるという

ことなのですね。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 そうです。

○柏女部会長 いいですかね。

○駒村副部会長 いいです。

○柏女部会長 では、そのように。根拠を入れていくとまた果てしなく多くなってしまうので、ここは根拠を入れないで増加しているということで書いておきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 14ページ、15ページ、16ページあたりは、さらっとした表現ですけれども、今までのあり方から大きく転換される重要な内容がたくさん盛り込まれたと感じます。子供中心主義が明確にされていることや、里親さんが支援の受け手だけではなくて養育の提供者であるということが明示されていることとか、新しい目指すべき里親制度への転換を図られる表現になっていて非常にすばらしい、ここでの意見等を踏まえて書いてくださったのだなと全体的に受け取っています。

その上で、1か所。15ページの(3)の書きぶりなのですけれども、後の提言のほうでも委託措置解除後の支援という項目が入っていて、そちらのほうは自立ということが言葉に入っているので誤解は生じないと思うのですが、また、15ページの(3)について、3つ目の○は「社会の一員として自立」ということが入っているのですけれども、1つ目、2つ目については、それがなくて、措置解除後ということになれば家庭引き取りとなった場合も含むことになる。特に実親との交流もこれからは促進していくということとし、いわゆる実親が養育できるようにするまでの社会的養護としての里親を推進するという流れがあることも踏まえなければならない。これに対して、15ページの(3)の表現は、今の書きぶりだと満年齢解除だけを指して委託解除といっているかのように読めるように思います。ですから、タイトルのあたりにここに書いてあることは満年齢解除のことですよというようなことを補ったほうがいいのかなど。

ここには含まれない1年とか2年とか里親さんのもとで大事な子供時代を過ごした子供が、家に帰ってからも里親さんと交流するということがとても大事なことになったりもするので、今後それも考えなければならないと思うのですけれども、ここではあくまでも満年齢解除のことが書かれているように思うので、そこに誤解が生じないように言葉を補ったほうがいいのかというように考えます。

○柏女部会長 何解除ですか。

○宮島委員 満年齢解除。18になって、満年齢という意味で。わかりづらい表現で申し訳ありません。

○柏女部会長 そこはそう書いても大丈夫ですね。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 先生、タイトルの中という御意見でしょうか。

○宮島委員 例えばですけれどもね。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 あるいは、1番目の○のところの「現行制度上は、委託措置解除後」のところに満年齢解除というのをあわせて入れ込むとか。

○宮島委員 (3)のタイトルのところに入れれば、内容と一致するので誤解は生じないかなというふうには思います。

- 中澤少子社会対策部育成支援課長 わかりました。ありがとうございます。
- 柏女部会長 よろしいですか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 わかりました。
- 柏女部会長 満年齢解除というのは、何か業界用語くさくて、これは一般市民が読むものなのでもうちょっといい言い方はないですかね。
- 宮島委員 詳細はお任せします。
- 柏女部会長 ちょっとそこは工夫できれば工夫して、今は思いつきませんが、考えている時間が無駄だと思うので。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 ちょっと考えてみます。
- 柏女部会長 よろしくお願ひします。
他はよろしいでしょうか。
では、都留委員、お願ひします。
- 都留委員 12ページの「児童の委託までのフロー」のところの「交流（おおむね3ヶ月）」と書いているところを、その「おおむね」のとらえ方をどうしても3か月やらなければいけないのではないかぐらいのとらえ方になる部分もあったりするので、ここのところは、でも、乳児院の部分とすると3か月が必要なのかどうかというのもあったりしますし、一方では6か月ぐらいかかるケースもあったりするので、この「おおむね」のところがなくともいいのかなというふうに、今、1点思っているところと、もう1点は、養育家庭等の養育力のところに児童自立支援計画表の策定がなかったというところで、社会的養護というところでは書き方の部分のお手伝いとか、そういったところを兎相がするのかどうかというところが必要かなというふうに思いました。
- 柏女部会長 この「おおむね3ヶ月」というのは、現状の課題だから、その課題をあぶり出すためにこうやっているわけですよ。東京都の現状としては肯定化されているものということですか。あるいは、このために「おおむね3ヶ月」というのを入れたわけですか。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 こういったフロー図が別の資料とかにも使っておりまして、その中でおおむね3か月程度と書いてあるものからとっているの、いわゆる現状としてこうですということを示しているつもりで載せております。
- 柏女部会長 ここは現状なので変えられないのではないかと思います。これが長いか短いかがというのが課題だということで、それは課題としてどこかに書く必要があるのでしょうか。後の提言のほうにも結びつく話になるのではないかと思います。
- 都留委員 ケースによれば本当に早い部分もあったりしますので、課題として出しておいたほうがいいかなというふうに思います。
- 中澤少子社会対策部育成支援課長 今の課題としてというところで、我々のほうの表現としましては、今、御指摘いただいた図の上の○の最後のところに「多くの関係者が関与しながら、複数回の交流やケースカンファレンスを実施する等」というところの最後に、「そのため、委託までには、一定程度の時間を要することになる」という表現で入れたつもりでおります。
- 柏女部会長 そうすると、この課題の書きぶりを変えたほうがいいのかということになりますかね。
- 都留委員 そうですね。「一定程度」というようなところがとらえ方によっては結構幅広だなというふうに思ったりするのです。ですから、それが3か月ぐらいなのかどうか。3か月を過ぎて、例えば6か月とかの交流になったときにどうするのかということも一方では入れな

いと難しいのかなというふうには思います。

○柏女部会長 文言上の修正はどのような形にしましょうか。

都留委員は何か御意見ありますか。

宮島委員、関連してですか。

○宮島委員 「要することになる」というと、現状でもそうだし、これからも必要とするということに固定化してしまう可能性があるかなど。やはり新生児委託は提言のところでは非常に踏み込んだ内容がされていますけれども、やはり0歳児にとって3か月かかるというのはとても大きなことで、例えば3か月から生まれれば6か月になってしまうし、6か月から生まれれば9か月になってしまう。場合によっては4、5か月から1か月程度の集中的な交流で委託ということも子供の利益としてはあり得る、むしろ私は促進すべきかなというふうに考えていますので、「要することになる」というよりも、現状でこういう時間設定を設けているというような書きぶりのほうが望ましいのかなというふうに考えます。

○柏女部会長 現状でここは課題を書くところなので、今の御意見だと、例えば委託までには一定程度の時間を要することになるが、乳児の場合、期間を短くすべき等の課題もあるとか。

○宮島委員 そういうふうを書くか、現状では3か月程度必要だという基準を設けているわけではないのかもしれませんが、現状ではそういう設定をしている。あくまでも現状を書くだけであって、要することになるといって今後も要することになるといって読むかという懸念を持ちます。

○磯谷委員 「要している」とかではなくて。

○宮島委員 そうですね。

○柏女部会長 現状だけを書くのであれば「要している」という形にして、それでよろしいですか。

○宮島委員 はい。

○柏女部会長 わかりました。では、そのようにしましょう。そのように現状を書くということです。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 「要している」。

○柏女部会長 特に課題はこの中では、後のほうの提言の中にしみ出てくるという感じだと思いますので、現状だけにすることにしたと思います。

他はよろしいでしょうか。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 何点か申し上げたいと思います。

まず、11ページの第2章のタイトルについてです。「養育家庭委託等の推進における課題」とあります。これは「等」という言葉に支援の推進であるとか、後々の項目になっていること全部を含むという意味のかなととらえたのですけれども、委託の推進と支援というのを並べて書く書き方もあると思ったのが私の意見です。といいますのは、委託を進めていくということと支援体制を整えてそれを展開していくということは車の両輪だなと考えておりますため、そのような意見を持った次第です。それが1点です。

それから、感謝したいことは、11ページの中ほどのところに「フレンドホーム制度と養育家庭制度を連携させる仕組みも望まれる」ということが書かれたのは画期的だったなというふうに思いました。これはとにかく違う制度という扱われ方をされてきた状況があったのではと

思うのですが、その点が検討される形で項目に入った点に共感しているところです。

それから、14ページの「養育家庭等への支援」のところの(1)の○の2つ目、養育家庭等からはこのような意見があるという書きぶりの中に、支援者は誰なのかということの後に、「児童との交流を始めた時から自分たち里親に寄り添い、伴走する役割を担う支援者の存在が必要との意見もある」とあります。これは、確かに養育家庭等の当事者からこういう意見があったという事実の記載なら書き方としてこれはこのとおりだと思うのです。一方で里親支援機関などから話を聞いておきますと、以前のこの部会のときにも申し上げたのですが、交流段階からの支援ではなく、もっと初期段階から、つまり、里親家庭を御希望されている方の家庭訪問のその当初からかわり、顔と顔がつながっていくことで、家庭を見守ることがもっとできるのではというような考えがあることを申し上げたこともありますので、支援の始まりの起点を「児童との交流を始めた時から」ということで明確にしたという書きぶりなのか、そうでないのか、もう少し余地があるのか、1点お聞きしておきたいと思いました。

以上です。

○柏女部会長 最初はどこでした。11ページですね。表題のところは「支援」も入れたほうがいいのではないかとということですね。

○横堀委員 はい。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 ちょっと聞き落としてしまったのですけれども、横堀先生のほうで修正としてはどのようにということでお話がありましたでしょうか。

○横堀委員 今、「お聞きしたかった」という言い方で出しました2章のタイトルのところの「委託等」の「等」ということにつきましては、何を含んでおられるのかなと思います、私としましては、「委託・支援の推進」と「支援」入れたほうがいいのではないかとというのが個人的な意見ではございます。

○柏女部会長 横堀委員、「委託の推進・支援における課題」ですか。「支援の推進」ですか。

○横堀委員 私は「委託」と「支援」を並べるほうがいいかなと思ったのですけれども。

○柏女部会長 そうすると、「養育家庭委託・支援の推進における課題」。

○横堀委員 はい。支援も推進していくという意味で並べて考えてみました。

○柏女部会長 それでよろしいですか。

○磯谷委員 横堀委員のご意見もなるほどは思うのですけれども、やはり今回、とにかく一番大きくあるのが委託をもっと増やそうという行政の施策があつて、しかし、そのためには当然支援も必要だよ、こういうふうな役目も必要だよという話につながってきているような感じがするので、委託だけを書いたとしても、それが今回の施策だというだけで、決して支援を軽視しているわけではないと思うのです。だから、委託を推進していくという施策を打つというのが主眼なので、必ずしも「支援」をここに入れなくてもいいのかなという気もいたします。

○横堀委員 そういう意味では承知しました。

○柏女部会長 よろしいですか。

あと、どこでしたか。

○横堀委員 14ページの3の(1)の○の2つ目のところです。

○柏女部会長 3の(1)の2つ目の○のところですね、初期段階からの支援ということも入れたほうがいいという御意見ですね。

○横堀委員 入れたほうがいいといえますか、支援の起点について、その初期をどこに設定する

のかということが「児童との交流を始めた時から」という書き方の部分で明らかに打ち出される格好になっていると思ったものですから、そのような意味合いでこの文章が書かれているのか伺いたかったということです。

○柏女部会長 児童との、どんな修文がいいでしょうかね。

○宮島委員 関連してよろしいでしょうか。

○柏女部会長 宮島委員、お願いします。

○宮島委員 継続的な支援、寄り添う支援、誰かわからないのではなくて中心的な役割を担っていただくことが必要だと、すばらしいなと思っているのですけれども、今、横堀先生がおっしゃったような、逆にうがった見方をすると、子供を紹介してからだよねと。やはり登録のときにきちんとかかわることが里親さんにとっては信頼感の醸成とか、何でも打ち明けられる関係になっていく。ここは特にいろいろな意見が実際にありましたということですので、むしろ自分も一人として意見を申し上げたつもりではあるのですけれども、例えば里親登録の当初からというような表現でもいいのかなと。もし非常に制限的にとらえてしまうと、もともとの趣旨が生きない可能性もあるなと感じます。

○柏女部会長 では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 横堀委員と宮島委員の意見に関連しての意見なのですが、まず、14ページの「3 養育家庭等への支援」について、私もこれについては何度か意見を述べさせていただいて、それを反映させてくださっていることに対して本当に感謝申し上げます。

それで、「児童との交流を始めた時から」という部分で、これは課題なので、今、既に養育家庭があるのですよね。ここで登録時からとなると、もう登録してしまっていますよね。課題としては、既にいらっしゃる里親さんに対してなので、多分、横堀先生がおっしゃりたいことと宮島先生がおっしゃりたいことを考えると、「交流を始めた時から」というのはむしろ書かなくてもいいのかもしれないですね。登録時からとなると、もう登録している人はどうするのかとか、あるいは、もう委託されている家庭もあるわけですから、その委託された家庭はどうするのかと。要は、「自分たち里親に寄り添い、伴走する役割を担う支援者の存在が必要との意見もある」と。伴走してもらっているという感覚は、もちろん登録時、あるいは登録前のリクルートの段階からあるのが望ましいですが、課題として未委託家庭とか、あるいは実際に養育をしている家庭を考えると、その方のその時点から伴走していると感じてもらえることが大事だと思うので、あえて交流を始めたときからという部分は触れずに、その辺は柔軟な、言ってみれば幅を持たせておくというのはいかがでしょうか。

○磯谷委員 何が正しいとか間違っているとかというつもりでは全くないのですけれども、多分ここは交流を始めるこの文がないと、要するに、正式に委託してからやればいいよねという感じになるのを、いや、そうではない、もっと早く必要なのだ、だから交流の段階から必要なのだと言っているのではないかと。とすると、ここを入れたことは結構意味があるのではないかと思うのですけれども、違いますかね。

○渡邊委員 確かに課題なので、ただ、それを限定してしまうと、お話ししたように、未委託家庭の課題はどうなるのだとか、要は、養育家庭さんそれぞれに感じておられる課題というのは違うと思うのです。言ってみれば、東京都側からする課題というのは、確かにそれについて書かれているわけですが、これは養育家庭についての課題なので、そうすると養育家庭の方々の意見をこうしてわざわざ反映してくださっているわけですから、だとすると、「交流を始

めた時から」と限定するというのは、決して悪くはないのですよ、磯谷委員のおっしゃる部分もよくわかるのですけれども、課題として、幅広く課題があると言ったら言い過ぎですかね、そういう意味を込めたつもりです。

○磯谷委員 私は、この原案がベストだと言っているわけではないのですが、何もなくなってしまうのはちょっと違うかなと思っているのです。例えば「委託される前から」みたいに書けば、「前」というのはずっと広がるので、そういう表現もいいのかと思うのですが。具体的な表現はお任せしますけれども、でも、何もなくなってしまうとちょっと違うかなというのが私の感覚です。

○渡邊委員 おっしゃるとおりだと思います。「前から」という磯谷委員の意見を全面的にサポートしたいと思います。

○柏女部会長 それでは、他になければ、2行目、「援助を頼みにくいとの指摘や、委託される前から自分たち里親に寄り添い」という形にさせていただきたいと思います。

ただ、今、気がついたのですけれども、この課題を受けたものが提言の中にないので、それは入れておいたほうがいいのかと思いました。18ページのところに提言①、提言②のあたりに、渡邊委員がおっしゃっていた里親をリクルートするという視点ですが、例えば提言②の中の「対象を絞った開拓」みたいなところに入ってくるのかなというふうには思いましたが、渡邊委員、いかがでしょうか。ちょっと先に3章のほうに入ってしまうのですが。

○渡邊委員 私もチーム養育体制イメージの点で、その辺については少し触れさせていただきたいとは思っておりました。今、申し上げたほうがいいですか。

○柏女部会長 では、そうしましょう。わかりました。

では、いずれにしても3章が一番大事な肝のところですので、3章のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、3章について、どこからでも結構ですので御意見を頂戴できればと思います。

今、渡邊委員のほうでちょうどその話が出ていたので、そのつながりでおっしゃっていただけますか。

○渡邊委員 それでは、幾つか確認をさせていただきたいのは、先ほどの流れでもありますが、14ページのところから養育家庭への支援という部分で、強み、弱みという表現も含めて、ここにはないのですけれども、強み、弱みはちょっと省きます。リクルートの部分から支援をしていくということが伴走者として、つまり帰属感を持ってもらうために非常に重要だと考えておりますが、チーム養育体制イメージで考えますと、養育家庭というのは具体的にどこに帰属感を持っていくのか。チームですよと言われたら、確かにそうなのですけれども、では、施設ですか、児童相談所ですか、親担当なのですかという部分で、帰属感という部分でリクルートの時点からどこに帰属感を持っていくような導き方をしていくのかという部分を質問として出させていただきます。それが1つ目です。

続けて2つ目ですけれども、支援コーディネーター、親担当の児童相談所が支援コーディネーターをしていくというイメージだと思うのですが、東京都の皆さんは本当に優秀な人材がたくさんいらっしゃることは私も存じ上げているのですが、一方で、これは非常に高度なソーシャルワークが求められる作業なのかと思います。フォスタリングソーシャルワークというのをどのように実践していかれるのか。このイメージ図を実践するに当たって、そういったスキルをどこでどういうふうに習得していかれるイメージを持っておられるのかということ、それはこ

れからですという部分もあるとは思うのですけれども、そこをお聞かせいただきたいのと、あと、3つ目です。これが子供の利益にどうやってつながっていくのかという部分が、言ってみれば、評価体制ですね、実践を進めていったときに、こういったチームワークで養育をしていて、どのような形で子供の利益につながっていくのかどういふふうに評価していくのかという部分を、そこには当然目標設定という部分も絡んでくるのかもしれませんが、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

○柏女部会長 今の点についていかがでしょうか。ただ、この報告書は東京都がまとめるものではありませんので、私たちがまとめるものですので、ぜひ御意見を頂戴したいと思います。

お願いいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 具体的には、この提言をいただいて、都としてどういうふうにしていくのかということを考えるというスタンスで思っています。どこに帰属感を持っていくのかということでは、チームというふうに思っています。ただ、以前専門部会で支援機関の方に来ていただいて、あるいは施設の里親支援専門相談員の方に来ていただいて御意見をいただいた回があると思いますけれども、あの中で支援機関から見て、あるいは施設から見て、今後支援する機関の役割をどう整理していくのか、そこら辺はすごく重要だというふうに思っております。ですので、今、ここでこうしますということは申し上げられないのですけれども、早急にその辺は考えていきたいというふうに思っているところです。

○渡邊委員 事前送付資料を一生懸命読んできたのですけれども、コピーしたものでは点線がうまく見えなくて疑問を感じていたのですけれども、こちらで拝見して、このイメージ図で、委託児童と養育家庭が点線で囲まれていますよね。このイメージは、私は本当にフォスタリングソーシャルワークを実践する上ではすごくいいイメージだと思いますので、この部分をつなげていくという、要は帰属感を高めていくという方向で進めていきたいと思っておりますし、いただきたいなとも思っています。感想を最後に述べさせていただきました。

○柏女部会長 加筆等も含めて修文はよろしいですか。

○渡邊委員 文章の直しは大丈夫です。

○柏女部会長 先ほどのリクルートの話は入れなくてもいいですか。

○渡邊委員 リクルートの部分をどう文章に入れていくのかというお話ですよ。それでいきますと、支援の充実の部分に、「地域で孤立することなく児童を養育していけるよう」という部分で、やはり孤立を防ぐという意味では、これからの新規の募集というか、リクルートに関しては、リクルートの時点からチームというものにかかわっていけるような導き方をするような提言を文言として入れていただくと非常に明確になるのかと思います。これが正しい文言かどうかは別にして。

○柏女部会長 それはチームのところですか。先ほどの私がちょっと申し上げた、18ページの「対象を絞った開拓」のところではなくて。

○渡邊委員 「対象を絞った開拓」という部分でいくと、私は、個人的には「対象を絞った開拓」はこれでいいと思います。リクルートという部分では、対象は絞りますけれども、リクルートというのは、基本的には振り落とす作業ではなくて、言葉は悪いですがかき集めてくるという、なるべく多くの方に問い合わせをいただく作業がリクルートだと思っていますので、そういった意味ではリクルートはリクルートでいいとして、その方々をどうつなげていくのかという作業がその次に来るとしますので、そこは線引きが難しいのですけれども、支援の充

実のほうに入ってくるのかなとは思いますが。

○柏女部会長 そうすると、20ページの提言⑥のところに入れるということですね。養育家庭のリクルート段階から養育家庭を支援するチームを視野に入れていくとか、そういう表現になるのですかね。

○渡邊委員 そうですね。「リクルートの段階からチームにつなげることを前提に」とか、そういったことが。でも、それでいくと確かに「対象を絞った開拓」に聞こえるかもしれませんが、支援の充実という部分でいくと、支援対象の方々がリクルートの段階から支援対象になってくるとということが明記されると、言ってみれば、その先にリクルートの段階で強み、弱み、当然、その中には適切ではない、あるいは別の行き方をするという選択を候補者の方がされるということも当然あると思いますが、リクルートの段階からその方の強み、弱みということを理解していくことが支援の充実につながっていくはずなので、そこはここで提言として挙げていただけると。

○柏女部会長 今、完全な文章を申し上げることは難しいですけれども、21ページの1つ目の○のあたりですか。

○渡邊委員 そうですね。

○柏女部会長 そこに、今お話があった、支援対象としてリクルートの段階から養育家庭をチームにつなげることを念頭に置いて支援をしていくこと、そのようなたぐいですね。

○渡邊委員 そうですね。21ページの1つ目の○、「養育家庭がチームに帰属感を持てるようにするためには」の後に入ると、私のお伝えしたい部分は。

○岡野里親担当課長代理 事務局側のイメージとしましては、チームで養育することにつきましては、委託後というところでどのようにお子さんと養育家庭さんをフォローしていくかということで、養育家庭さんにも一翼を担っていただきながらということではございます。御提言をいただきまして実行するに当たりまして、できましたら整理をしたいと思っていますので、今のところは開拓のほうに入れていただいて、例えばチーム養育を見込んだ開拓をすべきだみたいな組み入れ方をしていただければ、そこはチーム養育を見据えて開拓もしていかなければいけない。チーム養育については、当然、みんなで役割分担をしてやっていく必要がありますよというふうにつながってくるかと思っておりますので、できれば分けていただいたほうが私たちとしては明確でわかりやすい。

○柏女部会長 どうでしょう、渡邊委員。

○渡邊委員 私は支援側から見ていたものですから、リクルートを支援側につなげるというイメージだったのですけれども、リクルート側から支援につなげる、要は渡していくという考え方も結局はつながっているということなので、私としては全く問題がないと思います。そうしていただければありがたいです。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、提言②に入れていくということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、第3章に入りました。

宮島委員、お願いします。時間の関係もありますので、できるだけ提言の案文を入れて、どこをどうするというような御意見を頂戴できればというふうに思います。

○宮島委員 遺言の時間がなくなってしまうなと思いますけれども、提言③と提言④の関係なの

ですけれども、やはり優先順位として③が優先されるから、乳児委託の促進になって、特別養子となったのかと思うのですけれども、一方で新生児の委託というのは本当に画期的なことだと思いますし、このモデルを東京が示し、かつ、東京都だけではなくて全国に発信、本当にそれは意味がある、ぜひともこのフローチャートも上げてくださいというふうに要望も申し上げて入れていただいて、図が次のページになっているのが惜しいなという、そんなテクニカルなところもあるのですけれども、場合によっては特別養子縁組を前提として乳児院を利用するというモデルがあって、これには言わないけれども、乳児の委託促進にはこのモデルを準用することもできるよというような発信の仕方もあるのではないかと。そうだとすれば、提言③と提言④の順番を変えるということも、新生児委託があって、乳児委託という順として決しておかしくはないと思いますし、テクニカルに言えば、表がちょうどそのページに入るといってもありますし、検討には値するのかなと。

児童相談所が子供のパーマネンシーを大事にするのだと。一方で愛知モデルがあって、産院から直接というのもあるけれども、さまざまな意見があって、諸外国の例も含めて検討した結果、都としてはこういう案を示しますよと。後ろのところも含めて非常に画期的な内容でもありますので、③と④を入れかえるということも検討には値するのかなと考えました。

○柏女部会長 これについて他の委員の方々の御意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、入れかえても齟齬は生じないので、図についての意見は私のほうでまた申し上げたいと思いますけれども、この中では問題は特にない。事務局のほうで整理してみているでしょうか。

○松山少子社会対策部長 この問題につきまして、乳児委託というのは、養育家庭さんの乳児委託を促進するというのが今回一つのテーマで、多分、特別養子縁組というのは、その中で本当にパーマネンシーを必要とする限られたケースになってしまうので、先にそちらが出てしまうのはどうかなというのが事務局としての考えだったのです。

○柏女部会長 宮島委員、どうでしょうか。全体を取り上げて、その中の一部にある特別養子というものについてもそれを準用するよということだろうと思いますけれども。

○宮島委員 非常に難しいことだとは思いますが。赤ちゃんの委託というと、一旦乳児期に離れることが引き取りへの結びつきとか、いい面と悪い面、難しいところもあるので、割とその赤ちゃんの里親委託というのは継続的な長期委託になる可能性が高いだろうなというふうに思う面もありますので、例外的なものとは思えない面もあるなど。

ただ、一方で乳児院への入所が必要なお子さんだけではなくて、今、0歳児の委託が少ないので、養育家庭を活用して赤ちゃんの委託を促進するのだという都の意思を示すということでこの順になっているのだという先ほどの説明は、そうなのだということで納得感はありました。

○柏女部会長 それでは、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 あと他にはいかがでしょうか。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 「チーム養育体制の整備」のところで、2日前にいただいた表と、ちょっと意見を出させていただいて、変わっていたのでよかったなと思いました。2日前にいただいたのは、養育家庭のところは8分の1になっていたのです。そういうことで、養育家庭と委託児童が一

体になって家庭養育というか、そこを周りがきちんと支えるという図にしないといけないのではないかということで意見を申し上げて、こういう四角の枠を入れていただいたのではないかと思います。

私からすると、これも含めてもう少し上に上げて、養育家庭も含めたところの支援を周りがしていくというような図にしてもいいのかなと思っています。図の構成の仕方というのはどうなのかよくわからないのですが、この四角のところをもう少し上に上げながら、養育家庭も含めた支援をしていくという図を書いたらいいのではないかと思います。

あと、いわゆるチーム養育ということは、下手すると無責任体制になりやすいという部分があると思うのです。今までも若干そのような要素があったと思いますので、支援コーディネートをやる児童相談所の親担当というのは、先ほど意見が出されたように、専門力なりコーディネート力なり相当の力量を要することになると思いますので、そういうことも含めて20ページの提言⑥の○の1番のところに、文章はお任せしますが、コーディネーターの力量というのですか、それが非常に求められるというか、そのような専門性を有したコーディネーターが必要だということを明記していただいて、この人が相当のコーディネート力を持ちながら進めるということが必要なのではないかと思います。

いずれにしても、全体的にはチーム養育の体制の中でも、児童相談所が直接いろいろなことを相談に乗ったり進めるのではなくて、現在、国の検討会においても民間機関を活用して進める方向ですので、この里親支援機関事業とか施設とかそういうところをもう少し強調しながら、円の大きさを変える等の工夫をして、民間力をもっと活用するのだということを文章的なところも含めて入れていく必要がある。

いずれにしても、8分の1ではなくて、そういう多少の円の大きさの違いも含めて出しながら進めていくということをもっと明確に打ち出したほうがいいのではないかというのが意見であります。

他のこともいいですか。

○柏女部会長 いいですよ。

○武藤委員 では、もう1点は、提言⑨の「委託児童の権利擁護」のところなのですが、これは22ページの提言⑨のところなのですが、ここのところの文章の内容はこれまでも取り組んできた内容ですので、今以上に権利擁護のシステムを進めるのであれば、できれば第三者的なところに相談ができるというのですか、そういうことを打ち出さないと、今までとそんなに変わらないのではないかと思います。

以前にもこの審議会に当事者の人たちも来てもらって、なかなか児童相談所には自分たちがいろいろ相談できないのだということだとか、相談所の担当の人の顔さえわからないというような表現があったわけで、もう少し第三者的な人にきちんと相談できるというのですか、そういうものを今後検討するというような表現でもいいのですけれども、入れていただければと思っています。

以上です。

○柏女部会長 それでは確認をいたします。23ページのところでもいいですね。一番下の「親担当児童福祉司を専任で配置する」ということになっていますから、ここに、親担当児童福祉司はフォスタリングソーシャルワークに専門性を持つ人でなければならないということを書き入れるということによろしいですか。

- 武藤委員 はい。
- 柏女部会長 それともう1点は、権利擁護の関係ですね。22ページの提言⑨のところ、第三者的な人に相談できるような体制を今後検討していく必要があると。結論は出せないで、そういう形でよろしいですか。
- 武藤委員 はい。
- 柏女部会長 では、そのようにしてお願いをしたいと思います。
- では、どうぞ。
- 松山少子社会対策部長 この権利ノートの部分というのは、結局、今、第三者的な人につながるようになっているので、あえてそこは書かなくても、今回ここで表現をしているのは、なるべく養育家庭さん、チーム養育になることによっていろいろな人がお子さんにかかわる中で、もしそういう不適切な権利侵害とかがあれば、そこから気づくだろうというところを書いているので、今までとそこは若干違うのですけれども、第三者的なものについては、権利ノートというものは今も活用されているはずですので、そこからは施設についても養育家庭についても第三者にはつながるとい形にはなっています。
- 柏女部会長 よろしいですか。権利ノートというツールを使って第三者につながる仕組みになっているということです。なので、殊さら書く必要はないのではないかと事務局の御意見です。
- 武藤委員 権利ノートは、基本的には担当児童相談所の福祉司に連絡するというのが第一義的ですね。その他のツールもあることはありますけれども。それもいずれにしる児童相談所のほうから説明があるということになると思うので、そういうと第三者制という部分が担保できないのではないかと考えておりますので、どこかで検討できればと思っています。
- 柏女部会長 関連してですか。では、磯谷委員。
- 磯谷委員 私も武藤委員と同じ意見で、というのは、私も権利ノートも最新のものがどうなったのかよく把握していなくてお話ししている部分もあるのですけれども、本当の意味でこういった子供たちの声を受けとめるところというのは考えていかなければいけないのと思うのです。その一つになるかどうかわかりませんが、今回の児福法の改正の中で児童福祉審議会の苦情受け付けというのが、まだ具体的な制度設計は余りできていないようでも、そういったのも出てくることも考えると、少なくともそういった第三者への相談についても検討していくぐらいの話というのは書いてもいいし、期待をしたいところかなというふうに思います。
- 柏女部会長 ということですが、第三者的な人に相談できる国の検討状況を踏まえながら今後検討していくことが必要だということよろしいですか。
- 磯谷委員 あっさり書けばいいと思います。
- 柏女部会長 では、そのような形でお願いをできればと思います。提言⑨のところですね。
- では、駒村委員、お願いします。
- 駒村副部会長 表現ぶりで前回も確認して、はっきり覚えていなかったのですけれども、文末で提言②の2番目の○や提言⑧の2つ目、3つ目のポツで、「検討する」というのと「必要である」と言い切っているのは違いがあったのか。これは前回聞いたと思うのですけれども、一応確認させてください。
- それから、19ページの提言③のところですが、はっきり書いたほうがいいのかと思

っていて、「その際、乳児院が、新たな役割」というのは、前のパラグラフの「交流中のアセスメント、委託後のフォロー等」ということを指しているのか、明確に何か書いたほうがいいのではないか。「新たな役割」とは一体何を指しているのかというところで、ここには「委託後のフォロー等」と書いてあるのですけれども、21ページの絵のほうでは「委託後のアフターケア」と書いてあるので、この辺はフォローとアフターケアと意図して使い分けているのかどうか、ここを確認です。

そして、19ページの「その際」から「遂行できるよう、専任職員の配置など体制整備の必要性についても検討すべき」と。必要性についても「必要である」とは言わずに、必要性についても必要であるかないかを検討するという意味なのでしょうか。そここのところを確認させてください。

以上です。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 1つは、フォローとアフターケアという言葉についてですが、先生、アフターケアというのが何ページですか。

○駒村副部会長 21ページの図のほうのところは「アフターケア」。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 イメージ図の中ですね。これは使い分けをしているわけではございませんので、「フォロー」のほうを「アフターケア」と直させていただければと思います。

それと、「新たな役割」のところなのですけれども、これまで以上に乳児院の機能を活用していく、全体的に委託までの各家庭で乳児院により濃いかかわりをしていただくという、そういった意味で新たな役割というふうに書いています。今、里親支援専門相談員として各乳児院には1人いるのですけれども、委託に当たって里親さんの地域に出ていく機会もかなり増えている一方で、中で子供と養育家庭さんが交流するところも密にかかわっていく必要があって、その役割を1人で二役担うということがかなり厳しくなっているし、これから進めていく上ではより厳しくなるだろうということもあって、そこら辺を少し充実させたいというふうを考えて入れ込ませていただいているところです。

○駒村副部会長 必要性についても検討すべきとなると、それが必要かどうかということ自体が検討されてしまうので、「体制強化をすべきである」とかとすっぱり書いたほうがいいのではないか。あとは、全般的に「検討する」と「必要である」というのは特段使い分けしないで、文脈で仕組みを具体的に検討するという意味で他のところも「検討」という意味は使われているのかという確認です。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 「検討」とつけているところは、方向性として言い切っているよりは一歩これからというようなニュアンスを表しているものではあるのですけれども、やはりちょっとわかりにくいでしょうか。

○駒村副部会長 中央省庁で「検討する」ということは、「検討しました」でおしまいになる可能性があるのですが、うがった見方ですみません、もしその提言でこの委員会として必要であるという判断に差がないとするならば、「必要である」とか「すべきである」とか「検討した」と統一したほうがいいのではないかと思います。

○柏女部会長 部会の中で十分に検討できていないところもあるので、そこはそれでいいかと思えます。それから、都のほうとしても、今提言を受けても、例えばフォスタリングソーシャル

ワークを児相がやれという話が出ていますけれども、できるかどうかわからない。つまり、措置権限を持っているところができるとは思っていないけれども、だから検討が必要だと、そこはそういう形でいいのではないか。東京都のほうでまだこれから考えなければいけないねというところはそれでいいのではないかというふうに思います。そこは書き分けをお願いしてもよろしいでしょうか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 御意見をいただいて、整理させていただきます。

○柏女部会長 よろしくお願ひいたします。

では、青葉委員、お願ひします。

○青葉委員 21ページのイメージ図のところですが、最初にいただいた資料のときには子供と里親の点線がなかったものですからいろいろな誤解を受けたかと思うのですが、この点線はわかりやすいと思っております。

養育家庭と子供をもっと近づけるべきだという御意見もあったのですが、これが近づくと養育家庭と子供は重なってしまいまして、従来のパターンになってしまうので、これはぜひわかりやすくこの図で願ひしたいと思っております。

それから、親担・子担、業界用語になってしまうので怒られるのですが、親担・子担の関係で言いますと、子供担当の児相の権限というのは莫大なものがあるわけで、生殺与奪の権を握っているわけです。あと、親担のほうの仕事は、実務的に考える場合に、ケースワークというよりもケアワークのほうに近い流れだろうと思うのです。子供とおつき合いしながら仲良くやっていこうよというレベルの矢印になろうかと思うのです。子担当の矢印は、やはり厳しい措置権を持っている、これは大事なことです。かといって、この図をまたいじると大変なことですし、総論としては別に問題ないのですが、いわゆる権限を持っている人とその周辺にいる人との違いというのは、事務局のほうではどういうイメージでこれから進めようとなさっているのか。もしお聞かせ願えれば。

○岡野里親担当課長代理 チーム養育の中では、それぞれのお子さんの状況とか里親さんの状況に応じて柔軟に対応していくのかというイメージを持っております。ですので、矢印が太くなる場合と違うお子さんについてはこちらが太くなるとかというのがあると思いますので、この図の中では均等に誰が中心になってもいいようにしているというのがこの図でございます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○青葉委員 結構です。

○柏女部会長 では、宮島委員、お願ひします。

○宮島委員 提言⑤のことなのですが、未委託里親さんを大事にするということはとても大事な視点で、それはぜひとも入れていただきたいと思っているのですが、この四角の中の表現と1つ目の○のほうをあわせて読むと、未委託里親委託の促進が目的になってしまって、長期の委託に結びつけるために短期的な委託で練習してくださいよというような読み方もされるおそれがあるなというふうに危惧します。

里親制度の歴史を見ていると、昭和30年代に未委託里親さんがこんなにいるから、未委託里親さんに合った子供を委託しろとも読み取れるな表現が厚労省の文章にあって、そのあたりから右肩下がりに委託が減ってしまっているように私はとらえているのです。未委託の養育家庭の状況が把握され、子供のニーズに即した委託が促進されるようにしろというのが四角の中にある、あくまでも子供中心だということが貫かれた上で、登録後一定期間たってしまうと里

親家庭の気持ちとか家族にも変化があるので、各未委託養育家庭の生活状況や、その家庭の持つ強み、弱みを把握した上できめ細やかな対応をすべきであるというのが1つ目の○になってもいいのかなと。

あと、蛇足になりますけれども、未委託で本音では養子縁組を希望しているような方のところに短期の委託をしたら、それが長期になってしまって何か月もたってしまうと、その後の養育のあり方にすごく影響を与えたり、その子のイメージがとても強いので、次の委託のときに関係性を構築するのが難しくなったりという例が、東京都ということではないのですけれども、全国で結構起きているような実態をお聞きするので、この辺の表現は気をつけていきたいという思いがあります。ちょっと吟味をしたいということ意見を意見として申し上げたいと思います。

○柏女部会長 具体的にはどこをどう修正すればよろしいでしょうか。

○宮島委員 四角の中は「未委託の養育家庭の状況が把握され、子供のニーズに沿った委託が促進されるようにする」。逆に、今、2つ○がありますけれども、1つ○を上に加えて、「未委託里親の各家庭の生活状況やその家庭の持つ強み、弱みを把握した上で、きめ細やかな対応をする必要がある」というふうにしたらどうか。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

今のような表現でよろしいでしょうか。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 これは委員の皆さんに御相談なのですが、今の20ページ、提言⑤の○の2つ目なのですが、「児童を受託できるよう」は、養育家庭を中心に書かれているように思うのですが、「未委託の養育家庭に児童が安心して生活できるような」的な表現に変えるという、事務局の皆さんにもお願いなのですが、そういった表現に変えると趣旨は大きく変わってしまいませんか。本来の趣旨でいくと、もちろん未委託家庭が安心することは子供の安心につながるというところにはなってくるのですが、やはり子供が安心するというのを一つのゴールに、未委託家庭が研修でよりスキルアップされていくということが望ましいのかと思うのですが、これはポイントがずれているという委員の皆さんの御意見があるようでしたら、あえて一つの私の意見として流して下さって構いません。

○柏女部会長 いかがでしょうか。未委託里親が安心するのではなくて、子供が安心するような研修を行う、委託できるような研修を行うという書き方にしたらどうかということなのですが、よろしいですか。1番のところにこれからの支援のこともたくさん書いてありますので、それは構わないかなと思いましたが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 それでは、そのような「子供」を主語にさせていただくという形にしたいと思えます。

他にはいかがでしょうか。

松原委員、お願いします。

○松原委員 オブザーバーなので余り細かくてどうかと思うのですが、2点。提言①のことを余り皆さんがおっしゃらないので、特に1つ目の○を読むと、民間の主体性をパクっている感じがしているのです。渡邊さんあたりがおっしゃるのかなと思って。「活用して」という言葉だとちょっとどうかなと思うので、例えば1行目の最後のところ、「啓発活動の幅広い知識や技術について一層協力を実現していくこと」。ちょっと文章はどうかと思うのですが、活用」

というのを「協力」にして、下のほうは、「こうしたノウハウを取り入れるなど」とはっきり取り入れさせてくださいと書いて連携を図っていくべきであるという。君らがやったものを活用してやるのだからねというような読み方にならないようにしたほうがいいなと思うのが1点。

もう1点、提言③のところ、やけにピンポイントで「一定期間実子との面会がない場合」だけ目立つのです。これだけピンポイントで書いて、「等」はついているのですけれども、読みによってはこれだけやればいい、あるいは、逆に来ないとそれはだめなのだよというふうに読めてしまうので、例えばここも「施設への入所措置の際に」、そこを削って、「養育家庭委託措置への移行条件を示し承諾を得る等」というふうにして、余りピンポイントで「面会に来ないと」というようなことを際立たせないほうが、ここでそんなに面会が云々ということも中心的に議論した記憶もないので、際立たせないほうがいろいろな誤解を生まないでいいのかなと思います。2点です。

○柏女部会長 いかがでしょうか。今の2点は適切な御意見ではないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 では、そのように修文をお願いいたします。

他はどうでしょうか。

では、横堀委員で、次に駒村委員、お願いします。

○横堀委員 1点お願いをしたいことがあります。それは、提言③の3点目の○のところ、「現在児童相談所に集中している役割を乳児院に担ってもらうことも求められる」という書きぶりで具体的な記述がございました。ここに関連して少し御相談したい点です。先ほどフレンドホーム制度と養育家庭制度を連携させる仕組みも望まれることが2章のほうに書き込まれたことは画期的だったと感謝申し上げた点に関してです。19ページの提言③の○3の途中に、「乳児院にも担ってもらうことも求められる」の後の部分として、可能であれば、また必要が生じたケースによってはという意味ですけれども、施設の側からのマッチングの提案も受け付けていく仕組みの検討はできないかと考えました。これは全てのケースにと言うつもりは全くありませんが、場合によってはフレンドホーム制度と養育家庭制度の連携や連動を考えていくときに、施設側から具体的なマッチング案が浮かぶ場合もあるのではないかと考えまして、マッチングの提案が施設の側からできるということを、その点を検討するという書きぶりでも構わないのですけれども、入れてはどうかというのが私の意見です。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○松山少子社会対策部長 そのマッチングの部分というのは、措置に非常に密接する部分でございまして、ここではある程度一緒にはやっていくというニュアンスでは書いたのですけれども、措置権限という部分になると非常に難しい部分が出てくる。それは、東京都は過去において養育家庭センターの部分でそこが問題になったというところもございますので、そこはちょっと。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○横堀委員 もちろん措置権との兼ね合いは承知しておりますので、あくまでもそのような方針であれば取り下げますけれども、現場からはそういう声が聞かれることが非常に多いものから、私の立場から述べさせていただきました。そういう方針であれば結構でございます。

○柏女部会長 他には。

では、駒村委員。

○駒村副会長 普通の都民の方がどのくらい読むかわかりませんが、関心のある方が読んでくれるためにいろいろと丁寧に注が入っていていいかと思うのですけれども、恐らく20ページの提言のところとか21ページの絵なんかは特に読んでもらいたいというか、いろいろところで紹介してもらいたい絵ではないかと思うのですけれども、21ページのほうのイメージ図の区市町村のところの特定妊婦とはどういう意味なのかというのは、前のページで出ていたかなど。割とわかりやすい言葉である一方で、初めて読む人は何だろうと思うかもしれないので。ありますよね。「区市町村」のところで「特定妊婦の把握」。

○柏女部会長 20ページの図ですね。

○駒村副会長 これはどこかに注でも入れておいたほうがいいような気がします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 20ページの図の「区市町村」の下に小さく入っているとこです。わかりました。これは注のほうで説明させていただくようにしたいと思います。

○柏女部会長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今回は乳児委託の推進ということを中心としながら提言をしているので、そこに乳児院の機能を一層活用しながら進めるということで、これもとてもいいことなのですけれども、将来の展望として乳児だけではなくて幼児とか学童とか、そういう子供たちの養育家庭への委託促進ということであれば、将来展望としては乳児院だけではなくて児童養護施設等も活用しながら、一層の促進をしていくということを考えてらどうかと思います。これまでに何回か提案をさせていただいたのですけれども、今回、乳児委託のところを、あえて③の一番下のところに○で入れるか。もしくは、将来の展望ということで最後の文の中に入れるかどうかということはあるのですけれども、ぜひ今後の東京の養育家庭の制度の拡充策に関する提言というのであれば、そこをどこかに入れていただきたいというのが1点であります。

もう1点は、細かいことなのですけれども、22ページの提言⑧の「委託措置解除後の支援の充実」というところで、1番目の○のところ、2行目「養育家庭等自立援助事業で」ということで書いてあるのですけれども、今回、国の方で社会的養護を必要とする者の22歳までの支援ができるシステムということ予算も含めて検討しているということなので、これは社会的養護の部分からすると大きな変革なのです。その事業のことも含めて考えるということであれば、細かいことかもしれないのですけれども、「援助事業等」ということで「等」を入れていただいて、新たにいろいろな制度ができるということを十分活用しながら今後も含めて退所後の支援をしていくのですよということをここで打ち出せたらどうかと思います。

2点、以上です。

○柏女部会長 2点目は問題ないかと思いますが、1点目のところは19ページの最後に入れますか。19ページの提言③の最後に、「なお、乳児院での実践を積み重ね、児童養護施設にもノウハウを拡大していくことを将来的には検討すべきである」という文言で入れることは可能だとは思いますが。

○松山少子社会対策部長 流れとすると、ここは乳児委託にかなり絞っていますので、最後の「おわりに」のところ検討できなかった課題というのもあって、確かに武藤委員おっしゃるように、国においての児福法の改正では全ての子供にといいところがあるので、それは今回は議論していないという部分もあるので、最後の「新たな子ども家庭福祉の実現に向けた」の前に入るか、その辺かなという気はします。

○柏女部会長 それでよろしいですか。

○武藤委員 はい。

○柏女部会長 では、「おわりに」のところに入れさせていただければと思います。

他によければ私も意見を言いたいのですけれども、大体いいでしょうか。

私のほうからは3点ほどあるのですけれども、1点目は、児童相談所がコーディネートするという、コーディネートという言葉を使うのは適当ではないというふうに思うのです。コーディネートというのはそういう意味ではないのではないかと考えていて、児童相談所は行政機関で、いわば、先ほど青葉委員がおっしゃったように、生殺与奪の権を握って子供の最善の利益にそぐわないときにはコーディネートなんかしていないで切り離すということをしなればいけない立場にあるわけです。ということは、コーディネートというのは、やはり民間機関がフォスタリングソーシャルワークというふうに渡邊委員はおっしゃいましたけれども、そうしたノウハウを持つ、例えば里親支援専門相談員等々が行っていくのが適切なのだろうというふうに思います。

ここでコーディネートという言葉をあえて言いかえるならば、私はケースは進行管理だというふうに思います。進行管理はもちろん児童相談所が行うということは構わないと思うので、そこは書きかえていただけたらと思います。

それから、20ページのところですけれども、20ページの図のところの「乳児院」の下に「3週間程度の入所」というのがあるのですけれども、これは全て必要なかどうか。つまり、特別養子縁組を前提とした場合に、乳児院に必ず措置をして、それから養子縁組前提の里親に委託するということが全てのケースについて必要なかどうかというのはちょっと疑問なしとしないのです。もちろんそこで乳児院のノウハウを使いながら、御援助いただきながら里親さんが養子縁組をする前提となって里親さんがなれていくということをするのを否定するわけではないのですけれども、ここの「3週間程度の入所」というのは削除してもいいのではないかと。つまり、全てのケースがここで措置しなければ、養子縁組前提の里親さんに委託できないというふうにとられてしまうのではないかとと思うので、ここは削除したほうがいいのではないかとというのが2点目の意見です。

それから、3点目は最後のところなのですけれども、25ページのところですが、これは委員の皆様にお諮りをしたいのですけれども、「都の推進計画の目標値についてである」というのがあります。ここの10行目のところです。「本審議会としては、家庭養護の目標を定めることが望ましいと考えている」ということなのですが、私は必要だと思っています。なので、ここを「必要と考えている」というふうにして、下のところで「必要と考える」というふうにしてありますので、ここは「必要」というふうにしても問題ないのではないかとと思います。

そして、この〇の最後の文章ですけれども、「こうしたことを踏まえ、都は、家庭養護の目標を定め計画に盛り込み、取組を進めていくことが必要と考える」というふうにしていただくことが大事かなと思います。家庭養護の目標値を、定義はともかく、現状の国の定義の中で盛り込んでいないのは東京都だけで、それが厚生労働省のホームページで公表されているということを見ると、やはり東京都も家庭養護の目標を計画の中に盛り込んでいくということをここで提起しておきたいと思います。

以上の3点ですけれども、いかがでしょうか。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 今、柏女先生が乳児院の入所は必要ではない可能性もあるだろうと。私もそう思うのですが、一方で3週間ということにはすごく意味があるのではないかと。これが、やはり後ろの「おわりに」のところ、諸外国では出生後一定期間の同意取得を禁止することも一般的である。出生直後の委託は極めて慎重であるべきという、ここで響き合って丁寧な意思確認とか実施の保留期間、国の議員立法のほうでは段階的な3回ぐらい確認をするという、期間は明示していないけれども、そこを丁寧にやりましょうという法案が出ていると思うのですが、例えばここでの議論の中では、乳児院のベッドが限られているので、産婦人科等に一時保護委託をして、そして乳児院のノウハウをもって支援をするということもあり得るのではないかと意見を申し上げたかと思うのですが、入所というのは省いても3週間というのが明示されることの意義ということもあるので、欲しいなという思いがあるのです。

○柏女部会長 わかりました。意思確認は全く考えていないというか、それは養子縁組里親に新生児から委託されていても、当然意思確認のプロセスはあるわけで、養子縁組里親さんも変わることがあり得るよということには理解をしながら受託するわけですので、その間、乳児院にいるのか、養子縁組里親さんのところにいるのかという居場所の違いだけだと思うのです。意思の確認はいずれにしてもやるわけですから、そのときにその3週間も乳児院で過ごさなければいけないというふうに規定してしまうことがどうなのかということなのです。

○宮島委員 ですから、入所ということ省く。場合によっては削除するという事はむしろ望ましいかと思うのですが、3週間を示すことの意義というのはすごく大事なのではないかと。これは漠然としていると実務には余り影響を与えなくて、従来と余り変わらないということが起こる。速やかにか、その程度の表現で幅があると実務というのは変わっていかないと思うのです。ただ、3週間程度と示されると、この1週間をどう使うか、その間に面接を2回入れよう、3回入れようとか本当に実務に影響を与えてくる。これが東京都の新生児委託、新生児ということ自体がそんなに長い期間ではないと法律上も明記されているのだということの意義がありますから、なくてもわかるのかもしれないのですが、ただ、本当に実務者にこれが行き渡って、新生児の委託を推進するという意味においては、3週間という数字が示されることというのはすごく意義が大きいのではないかと。

たしか山梨県か、1週間という期間を設けて乳児院を利用するの委託というのを何年前から始めていると記憶していますが、やはり1週間と示すことがとても大きい意義がある。ただ、まだまだ一般的には広がっていない。それこそ産婦人科に入院していて、「おぎゃー」と泣いて、分娩台の上から赤ちゃんを移して養親に託すというようなあり方は、私個人的には非常に問題があると思っています。それではないモデルが示される。きちんと熟慮期間として3週間を明示するということの意義が、東京都のイメージ図を示すにあたっては極めて重要で画期的だということに思ってきたものですから、「入所」ということは削除しても、3週間というのがなくなってしまうことは残念だと考えます。

○柏女部会長 そうすると、19ページのところで本文中には措置をするということは一言も書いていないので、この図だけ入所になっているので、「入所」はもちろんとにしても、通所もあり得るわけですから、養子縁組里親に受託した上で乳児院に通所するという方法だってあり得るわけなので、そこでアドバイスをしてもらったり、そこはすごく大事なことだというふうに思うので、ここには一切措置は書いていないわけですね。なので、ここは「措置」をとるにしても、3週間というのを本文中に入れたらどうでしょうか。例えば下から2つ目の○です。

「乳児院の協力のもと、おおむね3週間程度、養育に関する助言や指導、里親子関係のアセスメント等を短期間で行い委託に結びつけることが求められる」といったふうに、ここに入れていくというのではいかがでしょうか。こちらでは、その意味の3週間程度ならば、「入所」は削除して「3週間程度」を入れておくということであればいいかなと思いますが。

○宮島委員 インパクトもあるし、ありがたいなと。

○柏女部会長 そういう形でもよろしいでしょうか。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 はい。

○柏女部会長 では、そのようにお願いをしたいと思います。

他の2点についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 よろしければ、そのように修文をお願いできればと思います。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 先生、すみません。1点だけ、コーディネートの言葉なのですが、我々、コーディネートをやる役割というのが児童相談所の中でも、今、親担当児童相談所ということで、里親さんのいる地域の所管する児童相談所に担ってもらうイメージで考えていて、先生がおっしゃるような進行管理と全体の調整ですよね、そういうことを担ってもらおうというイメージでコーディネートという言葉を使っているのですが、やはり問題はありますか。

○柏女部会長 渡邊委員、いかがでしょうか。

○渡邊委員 確かにコーディネートというのは非常に広い意味があるので、どうとらまえるのかという部分になると思いますが、個人的には柏女先生のおっしゃるところは私としても、やはり児童相談所がリーダーシップをとっていかれるということは非常に重要なことで、親担の方がこの全体のリーダーシップを図っていく、そして、柏女先生がおっしゃったように、言ってみれば不適切なものに対してのきちんとした決断をしていくということを求められる。それをコーディネートと呼ぶのかどうかという部分で、恐らく柏女先生のおっしゃっているコーディネートと、今、事務局のおっしゃっているコーディネートにはちょっと違いがあるのかなという感じはします。

柏女先生のおっしゃっているコーディネートというのは、恐らく養育家庭が、家庭ですから地域につながっているわけですよね。養育家庭を通して子供が地域から利益を得るという状況を、こういった社会資源、もちろんこの8つだけではなくて、それ以外の社会資源も通してコーディネートをしていくという役割をどこが担っていくのかという部分がフォスタリングソーシャルワークで、そこがうまく機能していかないときに児童相談所がリーダーシップを発揮して、何らかの軌道修正なり、あるいはそれ以外のものやっていく。先ほどおっしゃった、その子供の養育計画に対して確認作業をとっていく、進捗がきちんとしていくかどうかの確認と責任という言い方はおかしいかもわかりませんが、そういったものをしていくというのが、私どもからすると児童相談所の皆さんを非常に頼りにしている部分であるはずなのです。

そうすると、その方々に、先ほど私は帰属感という話をしましたが、この養育家庭が親担にリクルートの段階から帰属感を感じられる状況になるのかどうかということも含めると、もしかしたら別の表現があってもいいのかなと思いますが、柏女先生、私の意見です。

○柏女部会長 ありがとうございます。やはり子供を家庭から切り離す一定の権限を、いかに親担・子担と分けようとも、そこは児童相談所というところがその権限を持っているわけで、だ

からこそ、先ほどお話がありましたように、児童相談所にはなかなか本当のことが言いにくいとかいうようなところがあるのだろうというふうに思います。コーディネートできる人材というのは、そこに寄り添いながら、そしてさまざまなサービスを調整したりしていく。中には児童相談所から厳しいことを言われたら、「いや、そんなこと言ってもね」とか言いながら寄り添っていく、そういう存在なのだろうというふうには思っております。

児童相談所が最後のとりでであるということは、もちろんそのとおりだし、そこでは毅然として何であろうが、コーディネーターが何と言おうが、子供を家庭から切り離すということはしなければならないわけで、それはコーディネーターには向かないのではないかというふうに思っています。

だからこそ、今回の児童福祉法の改正の中でも民間に委託をして、そして民間の里親支援機関が包括的に里親を支援していくという体制をつくっていったのだろうというふうには理解しています。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 柏女先生の御意見はよくわかりました。進行管理とするのか、あと、他に何か言葉があるのかというのは、今、思い浮かばないところもありますので、少し中で検討させていただいた上でまた御相談できればと思います。

○柏女部会長 結構です。

都留委員、お願いします。

○都留委員 先ほど柏女部会長のほうが言われていた提言④のところの○の2番目、「乳児院の協力のもと」が、入所ではなく、入所も書いていないので、措置も書いていないというところの確認なのですが、であれば、子供自体は措置なり一時保護ではなく、乳児院の中でただいるというようなことになるのかどうかということですね。

○柏女部会長 当然ほとんどの場合は措置になるのだろうと思います。それは別に書かなくても、通所の可能性があるわけですから、それは特に措置でなければならない、つまり、全員が措置でなければならないということにする必要はないのではないかと考えています。

○都留委員 その場合、医療的な部分の確認とか、どこが責任を持つのかというところが見えにくいかなと思うのですが、措置であれば乳児院が責任を持つことができると思うのですが、一時保護の場合は親御さんの同意がとれないというようなところで、どこが責任をとるかとなると児童相談所に責任を持ってもらうのですが、そのところをいずれかにしておいていただかないと、通所という形であれば実親さんなのかどうかというところの同意がどのような形でとれるのかということが、特に乳児でやっていく場合はいろいろなことが起こるわけですから、その部分ははっきりしたほうが良いと思いました。

○柏女部会長 それらも含めて「乳児院の協力」という用語が、全部「措置」という1個しかないのか、あるいは「通所」という形でやれるのかどうか。その場合に、やれる方法が、本来児童相談所がアセスメントしなければいけないけれども、そうではなくて乳児院がやる時にどのような方法が行政的に取り得るのかということは、そこまでは提言していないということだろうと思います。ここは検討に委ねるという形になるかと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、他にはよろしいでしょうか。

○磯谷委員 「おわりに」はもう入っていますか。

○柏女部会長 全部です。申し訳ありません。

○磯谷委員 では、「おわりに」のところですけども、里親認定基準について書いてあるところがありまして、結論的には、確かにいろいろ意見があったことは事実ですし、「里親認定基準について新たな方向性を示すまでには至らなかった」というのも、そのとおりでと思うのですが、ここで終わっていいのかなというところが1つあります。

やはりこれから里親さん、養育家庭をたくさんリクルートして広げていくというのはとても重要ですけども、一方で、質の確保もすごく重要で、そういう意味では、里親認定基準も再検討していく必要があるのではないかと。例えば、不必要なものは削るとか、あるいは、より合理的なものを入れるとか、そういうふうなことからすると、私としては最後に「至らなかったが、しかし、今後の検討が期待される」とか、何かそういうふうなところで先につなげていただくとありがたいかなというふうに思います。

○柏女部会長 これは御異論のないところではないかと思えます。まさに遺言の部分ですね。ぜひそれは今後の検討にすべきであるということは書いていただければと思います。

では、よろしいでしょうか。時間が過ぎてしまったので、全体についての御意見、どうしましょうか。もう時間も遅いですね。やめましょうか。時間が余るという前提だったのですけれども、議論が白熱したので、すみません。本委員会のところでぜひお願いしたいと思えますが、松原委員のほうで何かありましたら。

○松原委員 ずっと提言づくりを御協力いただきありがとうございます。柏女先生のほうでよくリードしてくださいましたので、これからいろいろ調整があるかと思えますが、一つの画期的な内容を含んだものになるのではないかと考えておりますので、次はこの提言を受けて、都のほうでどういうふうに具体的に取り組んでいただけるかということが課題だと思います。

今日、参考資料を出していただいたように、東京都はかなり誠実に進捗状況というのをこの児童福祉審議会にずっと報告してきていただいておりますので、今後も今回の提言を受けてどういうふうに取り組んできたかということについて、まさに遺言ですね、次期の児童福祉審議会のほうに逐次報告をしながら、まさに進行管理をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今後の方向のことなのですけれども、部会長一任にしようかと思ったのですが、余りにもたくさんの修文があったので、事務局のほうにもお諮りをしたいのですが、修文をしていただいた上で、一回委員の方々に流していただいて、そして、お尻が控えている状況ですので、数日も結構ですので、修正案について御意見をいただいて、その上で、それについていただいた御意見も踏まえて検討するということが部会長に一任ということにさせていただいてもよろしいでしょうか。これは自分の言ったこととちょっと違うのだけどというようなことがあると困りますので、そのようにさせていただきたいと思えます。ちょっと二度手間をさせていただくことにはなりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 それでは、そのような形をお願いしたいと思います。

皆様にもぜひ短い時間になるかもしれませんが修文案を御確認いただきまして、事務局のほうに御意見をお寄せいただければと思います。

それでは、これで終わりにしたいと思います。私の進行の不手際で15分オーバーしてしまいましたことをおわび申し上げます。

それでは、マイクを事務局のほうにお返しいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。

今後のスケジュールにつきまして、今、柏女部会長のほうから整理いただいたように進めて、修文案について委員の皆様の意見をいただいて、その上で部会長と調整させていただきまして、また最終版が確定しましたら、今度は審議会全体の委員に事前送付してお目通しをいただいた上で、11月28日に本委員会がございますので、そのときに御審議いただく予定ということで進めてまいりたいと思います。

これまで専門部会で非常に貴重な御意見をいただき、御審議いただきまして本当にありがとうございました。最後に少子社会対策部長の松山から一言御礼を申し上げたいと思います。

○松山少子社会対策部長 これまで長きにわたり、多方面から御審議いただきまして本当にありがとうございました。

都の養育家庭制度は、制度の変遷の資料がございますように、民間への委託も率先してやってきたという部分もあります。直近で大きな事故が起るといふ問題もありまして、今、委託率が全国平均を下回っているという現状ではございますけれども、今回いただいた提言を踏まえ、そのような状況が改善できればと思っております。本当に長きにわたりありがとうございました。

○柏女部会長 それでは、これで専門部会を終了とさせていただきますと思います。

遅くまでありがとうございました。また、事務局の方もありがとうございました。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。

午後9時18分

閉 会